

公益社団法人三重県獣医師会

役員報酬および費用に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、公益社団法人三重県獣医師会の定款第31条の定めに基づき、役員報酬および費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分するものとする。
- (5) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては半期ごとに定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員及び非常勤役員ともに賞与、退職手当は支給しない。ただし、外部監事においては、報酬単価の20倍を上限に功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、別表第1「役員報酬月額表」に定める範囲内とし、総会において決定した総額の範囲内で、理事会の決議を経て支給する。

- 2 非常勤役員に対する報酬額は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬は、四半期の一定の定まった日に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。支給の基準については公益社団法人三重県獣医師会職員給与規程の第6節第39条から第42条の条項を準用する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求に基づき遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。支給の基準については公益社団法人三重県獣医師会旅費支給規程による。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。

平成23年3月3日一部改正

平成25年5月9日一部改正

平成26年5月22日一部改正 (平成26年6月1日から施行する。)

平成27年3月19日一部改正 (平成27年4月1日から施行する。)

平成30年5月10日一部改正

平成30年6月3日一部改正

別表第1 常勤役員の報酬月額

常勤役員の報酬月額は執務時間、日数を勘案し以下の範囲内とする。

- ・ 3万-20万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

会長 10万円（ただし、会長が都合により、事務総括業務を兼任する場合は72万4千円とする。）、副会長 10万円、専務 10万円、部会長 2万円。